

## **[事案 26-80] 保険料返還請求**

・平成 27 年 8 月 11 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたことを理由に、給付金の請求時点から契約解除時点までの既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

肺がんと診断されて入院し、平成 23 年 2 月に手術を受けたので、平成 22 年 5 月に契約したがん保険の給付金等を請求したところ、平成 25 年 4 月、保険会社から告知義務違反を理由に契約を解除された。そこで、平成 24 年 1 月から同 25 年 3 月までの既払込保険料の返還を請求したところ、保険会社はこれを返還したが、以下の理由により、給付金等を請求した平成 23 年 2 月から同年 12 月までの既払込保険料も返還してほしい。

- (1) 告知義務違反を理由として、本契約が解除され、給付金等を請求した平成 23 年 2 月には契約は終了している。
- (2) 生命保険協会の生命保険相談所に相談したところ、同相談所の相談員より、入院給付金を請求した時からの既払込保険料を返金してもらえとの回答があった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

約款上、告知義務違反による契約の解除は、解除の将来効、すなわち解除によってそれまでの保険契約者の保険料払込義務は免除されず、既払込保険料の返還請求権がないことを定めている（「保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。）。なお、平成 24 年 1 月から同 25 年 3 月までの既払込保険料を申立人に返還したのは、顧客対応に伴う総合的な判断による個別的な取扱いに過ぎない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社に保険料返還義務はなく、保険会社の調査や対応に問題があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。